

さ情審査答申第36号
平成19年4月19日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保夫

答 申 書

平成18年10月16日付けで貴職から受けた、「高齢福祉課において保有する次の私の個人情報①市政情報課とのやりとりのメモ②公園みどり課とのやりとりのメモ③わたしとのやりとりのメモ。(私への **FAX** をのぞく。) ④そのほか(以下「本件対象個人情報」という。)」の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、本件諮問は、同一人からの個人情報開示請求であって類似の事案であることから、同実施機関から、平成18年9月15日付けで受けた、「都市局都市計画部公園みどり課において保有する次の私の個人情報①市政情報課職員とのやりとりのメモ②他の課の職員とのやりとりのメモ③そのほか(ただし、すでに提出されたものをのぞく)」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問、並びに、平成18年10月20日付けで受けた、「異議申立決定(認容)後未処理案件(公園みどり課等)の発覚後にその処理へ向けて作成された次の文書等①関係課への事務連絡等文書②上司への説明資料③担当職員のメモ④そのほか(ただし①についてはすでに提供された文書を除く)」の不開示決定に対する異議申立てに係る諮問と併合して審議をしました。

第1 審査会の結論

本件対象個人情報は不存在と認められる。よって、不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、平成18年9月15日付け保福高第1450号により、さいたま市長が行った本件処分について取り消し、本件対象個人情報を全て開示することを求めるというものである。

なお、異議申立人は本件処理につき謝罪を求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分には、理由付記義務懈怠の瑕疵がある。
- (2) 本件対象個人情報異議申立認容決定後未処理（放置・不作為）事案にかかる重要なものであり、職務上不存在は到底ありえずにわかに信じ難い。
- (3) 今からでも可能な範囲で、担当職員の頭の中に存在している記憶をメモ化して本件対象個人情報とすべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 理由付記の義務とは、条例第19条の解釈の中で、「開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要で、不開示情報が明らかにならない程度において、どのような種類の情報が記録されているかを示すこと。」と解釈している。本件処分においては、開示しない理由を、「開示請求に係る個人情報は取得しておらず、メモ等は作成していないため、当該文書は不存在」としており、不開示理由を具体的に示しているため、開示請求者が不開示の理由を明確に認識し得るものである。
- 2 本件対象個人情報のうち、市政情報課及び公園みどり課とのやりとりのメモは、作成していない。行政としての対応について口頭で法令等の解釈について協議し調整を図ったが、メモ等は作成していない。また、異議申立人とのやりとりはFAXのみで行ったため、それ以外に文書は作成していない。そのほかについても、同様に取得していない。
- 3 条例第12条では、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報の開示の請求をすることができる。」としており、条例第14条で定める実施機関の個人情報の開示義務の中には、記憶の内容を行政情報化して開示することまで義務化していない。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立ては、異議申立人が「異議申立認容決定後未処理事案」について本件対象個人情報の開示を求めたところ(以下「本件開示請求」とい

う。)、実施機関が当該情報は取得作成しておらず不存在であるという理由で不開示と決定したため、これを不服として本件処分の取消し等を求めるものである。

なお、異議申立人がいう「異議申立認容決定後未処理事案」とは、当審査会で平成14年3月から平成15年3月にかけて審議した「市総合振興計画『市民懇話会』の会員が同計画素案へ向けた提案を協議するのに資すると判断される資料」の非公開決定に対する異議申立てに関するものであり、実施機関においては、高齢福祉課、広報広聴課(平成15年4月から広報課)及びみどり課(平成14年4月から公園みどり課)の3課が分掌した。実施機関は、平成15年5月13日付けの当審査会の「非公開とした決定は失当であるから、これを取り消すべきである。」との答申を受け、異議申立てに対してそれぞれ認容決定をしたが、高齢福祉課及び公園みどり課の2課にかかるものについては、異議申立人に対してその後の公開の実施がなされていない案件のことである(以下「未処理事案」という。)

2 実施機関の口頭意見陳述等によると、以下の事情が認められる。

- (1) 平成17年12月、異議申立人から市政情報課に対して、未処理事案について公開の実施がなされていないことが指摘され、市政情報課の担当職員から高齢福祉課の担当職員に対して、早急に公開の手続きを進めるようにとの指導が口頭でなされた。
- (2) 高齢福祉課の担当職員は、状況の調査を行ない、上司に口頭で報告するとともに、状況を同じくする公園みどり課職員と対応について口頭で協議を行なった。
- (3) 異議申立人との協議は、FAXをやりとりして行なった。
- (4) 平成18年9月1日付けで、異議申立人から本件開示請求が提出され、同年9月15日付けで、実施機関が本件対象個人情報を取得作成していないとして本件処分をしたところ、同年10月6日付けで、異議申立人から本件異議申立てがなされた。
- (5) 平成18年12月、実施機関は、未処理事案について一部公開決定をした。

3 以上の経過に鑑みれば、高齢福祉課では、市政情報課及び公園みどり課と行政としての対応について法解釈及び条例解釈の協議を行ない調整を図ったことが認められるが、これらはもっぱら口頭で行なわれたものであり、担当職員は、組織共用文書のみならず、協議や調整に際して日常の意味でのいわゆる「メモ」の類が作成されなかったかについても確認したが、「メモ」も存在しなかった。そして高齢福祉課と異議申立人との協議は、FAXのやりとりのみで行なわれた。

これらの事情を考えれば、本件対象個人情報には存在しないとする本件処分は不合理ではないし、他に本件対象個人情報が存在することをうかがわせるような具体的な事情はない。本件対象個人情報は存在しないと認めるのが相当である。

- 4 また、異議申立人は、本件には理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。およそ文書等が存在しない理由としては、①文書等取得せず、②文書等不作成、③保存年限切れ廃棄済み、④誤り廃棄、⑤所在不明ないし紛失、といったところが考えられるが、本件において実施機関は存在しない理由を「開示請求に係る個人情報は取得しておらず、メモ等は作成していない」と明確に述べているから、本件処分に理由付記義務の懈怠はないといふべきである。
- 5 さらに、異議申立人は、今からでも可能な範囲で担当職員の頭の中に存在している記憶をメモ化して本件対象個人情報とすべきであると主張する。しかし、条例は、個人の権利利益の保護を図るため、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等の請求をする権利を創設したものであり(条例第1条)、個人情報は実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類するものに行政情報として記録されていなければならない(条例第2条・第12条)。実施機関の担当職員の頭の中にある記憶自体は行政情報ではなく、また、条例が定める個人情報の開示請求権及び開示義務の規定は、記憶を文書等の行政情報にすべきことまで定めたものではない(条例第12条・第14条)。以上より、実施機関は、異議申立人の個人情報をメモ化する義務を負わない。
- 6 なお、異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、実施機関に謝罪を求めているが、個人情報の不開示決定等に対する異議申立ては行政不服審査法の規定による不服申立てであり(条例第30条)、当該不開示決定等についてその違法又は不当を審査させ、その是正排除を請求する手続きである。したがって、謝罪を求めるといふ異議申立ては申立て自体失当であるから当審査会は審査しない。
- 7 以上のとおり、本件異議申立ては理由がないので、当審査会は、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年10月16日	諮問の受理
②	同年11月9日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年12月21日	審議
④	平成19年1月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同年2月15日	審議
⑥	同年3月23日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
委員	荒木直人	弁護士
会長	小池保夫	大学教授
委員	小室大	行政経験者
会長職務代理者	苦田文一	弁護士
委員	満木祐子	弁護士

(五十音順)